

犬山市地域包括支援センター運営業務委託に係る公募要領

1 公募に関する事項

(1) 委託業務名

犬山市地域包括支援センター運営業務委託

(2) 委託期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間

※令和8年11月1日から令和9年3月31日までは令和9年4月1日からの業務開始に向けた準備期間とし、引継ぎなどを行っていただきます。

また、運営状況が良好と認められる場合は、双方合意のもと契約の更新をすることができます。ただし、業務の開始後、犬山市地域包括支援センター運営協議会が、その業務において著しく不適切と認めた場合並びに介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及びこれに関連する政省令等に定める事項に違反した場合は、委託期間の満了日以前でも契約を解除する場合があります。

※選定された受託候補者とは、後日協議を行い、犬山市議会による令和9年度の予算成立をもって、犬山市の決定した予定価格の範囲内で業務委託契約を結ぶものとします。

(3) 業務内容

別紙「犬山市地域包括支援センター運営業務委託仕様書」のとおり。

(4) 公募圏域

次の5地区において1事業者を公募します。

地区	人口 (人)	高齢者人口 (人)	一人暮らし 高齢者数	要介護認定率	要支援1・2 認定者数 (人)
犬山北	13,727人	3,853人	727人	10.1%	380人
犬山南	16,792人	4,585人	774人	10.3%	321人
城東	12,773人	3,932人	523人	10.2%	278人
羽黒・ 池野	15,312人	5,147人	780人	10.0%	382人
楽田	12,175人	3,528人	530人	9.16%	229人

※地区は民生委員児童委員の地区割に準じます。

※人口及び高齢者人口は令和8年3月31日現在。

※なお、1事業者が複数地区に応募することを拒むものではありません。

(5) これまでの活動実績

【総合相談】

件数：延べ件数

【総合相談】		種別									合計
		総合相談							その他		
		介護	介護予防 生活支援	医 療	認 知 症	権利 擁護	介護 離職	そ の 他	介護予防 ケアマネジメント	ケアマネ の支援	
犬山北地区	R7	279	931	32	75	123	1	710	835	45	3,031
犬山南地区	R7	856	156	297	493	198	0	707	1,944	51	4,702
城東地区	R7	816	522	341	331	75	—	538	1,815	60	4,498
羽黒池野地区	R7	732	344	135	63	100	0	44	409	155	1,982
楽田地区	R7	353	214	72	85	177	0	92	622	39	1,654

※再掲【権利擁護】

		種別						合計
		高齢者虐待	成年後見	身元保証	消費者 被害	日常生活 自立支援事業	困難 事例 等	
犬山北地区	R7	34	6	3	9	12	59	123
犬山南地区	R7	112	29	0	0	3	54	198
城東地区	R7	6	13	20	1	6	29	75
羽黒池野地区	R7	9	9	0	0	1	81	100
楽田地区	R7	64	5	38	0	1	69	177

【ケアプラン作成数】

		介護予防支援事業（要支援１・２）					介護予防ケアマネジメント （総合事業）				
		新規		継続		合計	新規		継続		合計
		自法人	外部	自法人	外部		自法人	外部	自法人	外部	
犬山北地区	R7	82	124	592	980	1,774	44	51	300	379	774
犬山南地区	R7	49	47	1,084	964	2,144	27	16	596	285	924
城東地区	R7	31	22	1,137	556	1,746	24	7	654	276	961
羽黒池野地区	R7	29	35	353	1,889	2,306	23	10	319	583	935
楽田地区	R7	36	27	887	726	1,676	12	4	291	119	426

(6) 設置場所

※犬山北地区

キャスタ・ヨシヅヤ犬山店 3 階（犬山市天神町一丁目 1 番地）

- ・賃料などが必要となりますが、犬山市と受託者との協議により、原則として犬山市が委託料として負担します。
- ・水道やトイレは事務所内にありませんので、店舗と共用になります。
- ・食事をするときは、店舗職員が利用する休憩室が利用できます。

※犬山南地区、城東地区、羽黒池野地区、楽田地区は各地区内に受託者が適正と思われる候補場所を市に提示し、市と受託者にて協議し設置するものとします。また、設置にかかる費用は受託者の負担とします。

2 人員の配置

地域包括支援センター（以下「センター」という。）は、次に掲げる資格を有する常勤かつ専従の職員を配置してください。ただし、(1)から(3)までについては資格を有する者の確保が困難である場合で、犬山市が適当と認めたときは、準ずるものを配置することができるものとします。

- (1) 保健師
- (2) 社会福祉士
- (3) 主任介護支援専門員
- (4) 地域づくり担当 下記①又は②に該当する者
 - ①上記(1)～(3)のいずれかの資格を有する者
 - ②地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師、または介護支援専門員の業務経験が1年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務及び介護支援専門員の業務経験に1年以上従事した経験を有し、受託法人及び犬山市が適任と判断する者
- (5) (1)～(4)を支援する職員（職種や経歴は問いません）

3 センターの業務内容

センターは、次に掲げる事業を実施するものとする。

- (1) 第1号介護予防支援事業（法第115条の45第1項第1号ニ）
- (2) 総合相談支援事業（法第115条の45第2項第1号）
- (3) 権利擁護事業（法第115条の45第2項第2号）
- (4) 包括的・継続的支援事業（法第115条の45第2項第3号）
- (5) 在宅医療・介護連携推進事業（法第115条の45第2項第4号）
- (6) 生活支援体制整備事業（法第115条の45第2項第5号）
- (7) 認知症総合支援事業（法第115条の45第2項第6号）
- (8) 地域ケア会議（法第115条の48）
- (9) 指定介護予防支援事業（法第115条の22）

(10) その他犬山市が必要と認める事業

※各事業の詳細は資料「犬山市地域包括支援センター運営業務委託仕様書」を参照してください。

4 委託料等

(1) 委託料

業務委託料については、表1に令和8年度の金額を参考に示します。

令和9年度～令和13年度の委託料については、各会計年度における業務委託料の上限額を表2にあくまでも参考程度に示します。）

表1

地 区	令和8年度委託料
犬山北地区	29,932,400円
犬山南地区	30,395,600円
城東地区	29,963,600円
羽黒・池野地区	30,717,200円
楽田地区	29,705,600円

表2 (5地区全体での金額)

令和9年度委託料(上限額)	155,537,000円
令和10年度委託料(上限額)	160,717,000円
令和11年度委託料(上限額)	166,103,000円
令和12年度委託料(上限額)	171,706,000円
令和13年度委託料(上限額)	177,532,000円

(2) 委託料の支払い方法

委託料は、委託期間中の年度ごとに定める金額を四半期ごとに受託者からの請求により支払い、各年度内に精算するものとします。なお、委託料は契約時に提示した金額を上限とします。

(3) 介護報酬(指定介護予防支援)

当該事業所の収入となりますが、指定介護予防支援業務の一部を居宅介護支援事業所に委託する場合にはケアプラン代(介護報酬)は、センターが介護予防サービス計画を委託した居宅介護支援事業所へ支払うものとします。

*介護報酬改定時は改定後の介護報酬に準じます。

(4) 委託料(包括的支援事業)と介護報酬(指定介護予防支援)は、それぞれ区分して経理を行い、経理に関する帳簿等、必要な書類を整備してください。

(書類については委託期間終了から5年間保存)

- (5) 介護報酬と委託料の重複が認められないため、場合によっては、委託料の精算(返還)を求めることがあります。
- (6) 令和8年度に実施する引継ぎと準備に要する経費は受託者の負担とします。

5 応募に必要な資格

介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の67に規定する要件を満たす法人とします。

ただし、法人又はその代表者が応募時に次のいずれかに該当する場合は、応募者となることができません。

- (1) 破産法(平成16年法律第75号)による破産手続を開始している者
- (2) 犬山市税及び法人の本店所在地の市区町村で地方税の滞納がある者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体及び同条第6号に掲げる暴力団員
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により犬山市における一般競争入札の参加を制限されている者
- (5) 応募書類の受付締切日において、本市の指名停止措置期間中の者
- (6) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (7) 法に規定する指定欠格事由に該当する者(法第115条の22第2項)

6 応募者の失格事項

犬山市が応募者からの提出書類を受領した以降、選定の日までの間に、次のいずれかに該当した場合は、失格とします。

- (1) 本要領に定める手続きを遵守しない場合
- (2) 応募の採否の働きかけを行う目的で、応募者又はその関係者が直接又は間接に犬山市職員と接触をもった場合
- (3) 提出書類に虚偽又は重大な誤りがあったとき
- (4) その他不正な行為があったとき

7 質問書の提出

本要領等の内容について疑義のある場合は、質問書(別紙様式第1)を提出してください。(ただし、質問内容は公募に関して必要な項目のみとします。)

質問内容及び回答については、令和8年7月下旬～8月上旬頃に犬山市公式ホームページ上にて公表します。

- (1) 提出期間 令和8年7月31日(金) 午前9時から
令和8年8月7日(金) 午後4時まで
- (2) 提出方法 Eメールのみ。

別紙様式1に入力し、Eメール(030200@city.inuyama.lg.jp)で送信してください。犬山市がメールを受付した場合は、受付完了メールを送信しますので確認してください。

8 参加意向申出書の提出

本プロポーザルへの参加意向について、下記書類を次のとおり提出してください。

犬山市で応募資格を満たすことが確認できた場合は、令和8年9月4日(金)頃までに提案資格確認結果の通知を行います。

- (1) 参加意向申出書(犬山市プロポーザル方式実施取扱要綱 様式第1)
- (2) 納税証明書一式：写し可(直近2年分※法人及び代表者)
 - ① 市民税
 - ② 固定資産税(該当者のみ)
 - ③ 軽自動車税(該当者のみ)
 - ④ 事業所税(該当者のみ)※ 未納がない証明でも可
- (3) 法人登記簿謄本(全部事項証明書)
写しでも可(写しの場合は、原本証明と印鑑証明書が必要)
※ 応募申込書提出日以前、3か月以内に発行されたもの
- (4) 法人の定款：写し(原本証明と印鑑証明書が必要)、令和9年度事業計画
- (5) 法人収支予算書(任意様式)最新年度1年分
- (6) 法人収支決算関係書類(任意様式)直近2年分
事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書(医療法第51条第1項)
監事監査報告書(医療法第51条第4項)、
監査実施報告書(公認会計士等の外部監査を実施している場合、医療法第51条第5項)※ 医療法人を例に記載しています。他の法人の場合は、これに準じた決算関係書類の提出をお願いします。
- (7) 団体概要(別紙様式第2)

提出期限 令和8年8月21日(金)午後4時まで(必着)

提出先 〒484-8501

犬山市大字犬山字東畑36番地

犬山市ふくし部高齢者支援課 地域包括担当(本庁舎1階)

提出方法 持参または郵送(持参の場合は、事前に電話で予約してください)

9 提案書の提出

- (1) 8で応募資格が認められた場合は、以下の書類を提出してください。
 - ① 提案書(犬山市プロポーザル方式実施取扱要綱 様式第5)
 - ② 応募申込書(別紙様式第3)

③ 事業計画書（別紙様式第4）

④ 3職種（保健師等、社会福祉士等、主任介護支援専門員）と地域づくり担当、5人目配置職員（職種は問わない）の経歴書（別紙様式第5）

※それぞれの資格を有することが確認できるもの（保健師免許証、社会福祉士登録証など）の写しを添付してください。

(2) 提案書作成上の注意

ア 提出書類は、犬山市が指定した様式の表示事項を満たしていれば、提案書を作成するソフトウェアや書体、文字サイズ等は問いませんが、手書きによるものは不可とします。事業計画書に関しては、適宜記入欄を広げて記入してください。

イ 提出書類の大きさは、添付書類も含めてA4縦の両面印刷とし、簡易に製本してください。

(3) 提出期間 令和8年9月4日（金）～令和8年9月15日（火）
午後4時まで（必着）

(4) 提出先及び提出方法 8に同じ

(5) 提出部数 正本1部、副本（正本の写し）13部

(6) その他 提出後において、記載内容の追加及び変更はできません。

10 選定方法

選定は、予算の成立を前提としてあくまで「受託候補者を選定」するものであり、契約を保証するものではありません。

(1) 評価指針に基づき職員配置、運営体制、運営計画についての評価を行うものとし、第一次、第二次に分けて行います。

第一次は、犬山市高齢者支援課による書面審査で、犬山市地域包括支援センター運営委託事業者評価表（第一次）により、職員配置、運営体制のすべての評価項目が適正でなければ、第二次の対象としません。

(2) 第二次は、犬山市地域包括支援センター運営事業者審査委員会の中で、応募者が提案内容のプレゼンテーションを実施した上で、犬山市地域包括支援センター運営委託事業者評価表（第二次）により運営計画の評価を行い、最も点数の高い応募者を犬山市が選定します。

(3) 第二次の対象となった応募者が1者のみであった場合においても評価を行います。なお、犬山市地域包括支援センター運営事業者審査委員会の会議は、非公開とします。

(4) 第一次の審査結果及び第二次のプレゼンテーションの日時等は、応募者に書面で通知します。

(5) 第一次の評価項目と第二次の評価項目及び配点は、別紙のとおりです。

(6) 第二次の対象となる応募者がいない場合は、再度募集、選定を行うものとします。

(7) なお、上記の(2)で同点の応募者があった場合には、事業計画書（別紙様

式第4)中の「3 運営計画」「1 支援業務について」のうち(1)(2)(6)の合計点が最も高い応募者を選定します。

1 1 選定結果の通知・公表

選定結果の通知については、令和8年10月下旬に応募者に対し書面で通知するものとし、併せて犬山市公式ホームページにて公表します。

なお、犬山市地域包括支援センター運営事業者審査委員会の委員個人の評価は非公開とします。

1 2 その他

- (1) 本公募への参加に係る費用は、応募者の負担とします。
- (2) 本公募のため提出された書類は、返却しません。
- (3) 令和9年度以降の予算が確保できなかった場合は、契約を締結しないこともあり得ます。また、その場合にあっても、資料などは返却しません。
- (4) 書類の提出後の辞退は、提案書提出締切日（令和8年9月15日（火）午後4時）まで可能とし、辞退届（別紙様式第6）を提出するものとします。
- (5) 応募書類は、犬山市情報公開条例（平成10年条例第33号）に基づく情報公開請求の対象となり、公開する場合があります。
- (6) 応募書類の著作権は、応募者に帰属します。なお、本公募に関し公表する場合及び犬山市が必要と認める場合には、提出書類の全部又は一部を無償で利用できるものとします。
- (7) その他本要領に定めのない事項については、別途犬山市の指示によるものとします。

(8) 問合せ先

〒484-8501

犬山市大字犬山字東畑36番地

犬山市 ふくし部 高齢者支援課 地域包括担当（本庁舎1階）

電 話 0568-44-0325（ダイヤルイン）

Eメール 030200@city.inuyama.lg.jp

1 3 全体スケジュール

	日 程	内 容
1	【第1回】令和8年7月30日（木） 【第2回】令和8年7月31日（金）	説明会
2	令和8年7月31日（金）から 令和8年8月 7日（金）午後4時まで	公募要領等について質問受付
3	令和8年8月14日（金）頃	質問に対する回答
4	令和8年8月21日（金）午後4時まで	参加意向申出書の提出期限
5	令和8年9月4日（金）頃	参加資格確認結果通知
6	令和8年9月 4日（金）から 令和8年9月15日（火）午後4時まで	提案書の提出期限（必着）
7	令和8年10月5日（月）	書類・プレゼンテーション審査
8	令和8年10月下旬	結果通知及び公表
9	令和8年11月～令和9年3月	準備・引継ぎ
10	令和9年4月1日（木）	事業開始